

## 議案第14号

### 鳥取県水産事務所設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県水産事務所設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県水産事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。				(名称、位置及び所管区域) 第2条 水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域
		漁業取締りに 関する事務	その他の事務			
鳥取県境港水産事務所	境港市	鳥取県の区域	米子市、境港市及び西伯郡	鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

附 則

この条例は、公布の日から施行する。